





帰属関係添付書類（必要部数）		帰 属 担 当 課					
		都計	管理	みどり	清掃	下水	消防
1	工事完了公告の写し	1	—	—	—	—	—
2	登記承諾書 *留意事項⑦参照	1	—	—	—	—	—
3	帰属する土地の登記簿謄本	1	—	—	—	—	—
4	公共施設配置平面図	1	1	2	2	1	2
5	公共施設構造図又は標準断面図	1	1	1	1	1	1
6	印鑑証明書（法人番号記載のもの）	1	—	—	—	—	—
7	資格証明書（法人のみ）*留意事項⑩参照	1	—	—	—	—	—
8	開発区域内公図写し	2	1	2	2	1	2
9	開発区域内公共用地積測量図及び求積図	2	1	2	2	—	2
10	道路境界確定図（道路査定図）	1	2	—	—	—	—
11	開発区域図（縮尺2, 500分の1）	2	1	2	2	1	2
12	固定資産評価証明書*留意事項⑧参照	1	—	—	—	—	—
13	登録免許税算出表 *留意事項⑧参照	1	—	—	—	—	—
14	登録免許税 *留意事項⑨参照	1	—	—	—	—	—

（留意事項）

- ① 帰属担当課ごとにまとめること。
- ② 4・8・9はその施設ごとに着色すること。
- ③ 消防については、防火水槽の場合のみ添付すること。
- ④ 登記承諾書は土地所有者ごとに各施設に分けて作成すること。
- ⑤ 土地登記簿謄本は、分筆、地目変更、抵当権抹消等を行ってから提出すること。
- ⑥ 10については、既存道路を含めた拡幅後の道路査定図を提出すること。
- ⑦ 市から事業者への帰属がある場合には登記原因証明情報が必要となるので都市計画課で用意する。
- ⑧ 12・13は市から事業者への帰属がある場合に用意する。
- ⑨ 14は登記日に必要となることから、持参する日は都市計画課及び用地課と協議の上用意する。
- ⑩ 資格証明書は印鑑証明書に法人番号が記載されていれば不要です。ただし、法人番号が住所変更により変更になった場合や法人番号が記載されていない場合は1ヶ月以内のものがが必要です。